

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		温泉の利用許可を受けた者の地位の承継の承認
根拠法令及び条項		・温泉法（昭和23年法律第125号）第16条第1項 及び第17条第1項
審査基準	法令の基準	<p>・温泉法第16条第2項において準用する第15条第2項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 温泉の利用の許可を受けた法人であること。 2 温泉の利用の許可を受けた者である法人と同許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同許可を受けた法人が存続しないこと。また、分割の場合は、同許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限ること。 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が、欠格要件に該当しないものであること。 4 承認の申請書の様式は、「枚方市温泉法に規定する許可、届出等に関する規則（平成26年 規則第66号）（以下市規則）」第4条に定める、合併の場合にあつては様式第3号、分割の場合にあつては様式第4号とし、法施行規則第8条各項に規定する事項を申請書に記載及び添付して提出することとする。 5 申請書に添付する、申請者が法第15条第2項各号に該当しない旨の誓約書の様式は、市規則第3条に定める様式第2号とする。 <p>・温泉法第17条第3項において準用する同法第15条第2項（第3号に係る部分を除く）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 温泉の利用の許可を受けた者が死亡した場合において、温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引続き行おうとする相続人であること。 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の利用の許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定されたものであること。 3 被相続人の死亡後60日以内であること。 4 相続人は、欠格要件に該当しないものであること。 5 承認の申請書の様式は市規則第5条に定める様式第5号とし、法施行規則第9条各項に規定する事項を申請書に記載及び添付して提出することとする。 6 申請書に添付する、申請者が法第15条第2項各号に該当しない旨の誓約書の様式は、市規則第3条に定める様式第2号とする。
	具体的基準	「法令の基準」に判断基準が言い尽くされている。
	参考事項	

標準処理 期間	標準処理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総日数 10日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
	特記事項	
備 考		